



子育て支援センター 10月

～遊びにおいでよ～

町子育て支援センターでは、子育て親子に寄り添いながら、親子のふれあいと子どもとの絆づくりを大切に活動を行っています。

★遊戯室『まんまる一む』開放★：日曜、祝日を除き午前9時から午後5時まで
～10月15日(木)は子育てセミナー「スマイル講座」の保育で使用するため、
遊戯室のご利用は午後1時からとなります。～

— 活動予定 —

★読み聞かせ★

～子育てボランティアによる
読み聞かせを実施しています。～
・日時 7日(水)・21日(水)
午前10時45分～11時
・場所 遊戯室「まんまる一む」

★砂場開放★

～戸外の気持ちよさを感じながら
砂場で遊びましょう。～
・日時 28日(水)
午前10時30分～11時30分
・場所 ゆうゆう館 中庭 砂場

★『ミニ・セミナー』★

～親子でふれあって遊んだり歌をうたったり、
楽しい時間を過ごしましょう。～
・日時 毎日11時～
・場所 遊戯室「まんまる一む」
*毎日内容を変えて実施予定。詳細はチラシをご覧ください。
—状況により実施しない場合があります。—

『子育て相談日』

日時 14日(水) 午前9時30分～11時30分
場所 子育て支援センター 健診室
内容 保健師、管理栄養士による相談、身体計測
*町保健センターと連携して行います。予約制ではありませんので都合の良い時間にお越しください。

「子育てボランティアと遊ぼう」

毎月1回、遊戯室「まんまる一む」に
ボランティアの方々が遊びに来ます。
一緒に遊んだり、おしゃべりしたりしながら、
ボランティアの方と過ごしてみませんか？
時間は午前10時30分から11時30分です。
今月は9日(金)です！

《子育てセミナー》 * 未就学児とその保護者対象 *

スマイル講座 - 保育付 定員8組

「管理栄養士とおしゃべりクッキング」
～秋の味覚を楽しむわくわくメニュー～
日時 15日(木) 午前10時～正午
場所 調理実習：栄養指導室
保育：遊戯室「まんまる一む」

— 保育について —

- ・予約受付時に保育申込書をお渡しします。
- ・準備物などがありますのでご確認ください。
- * 予約開始日 9月24日(木) *

「管理栄養士とおしゃべりクッキング」 保育付きです！

町の管理栄養士から食育に関するお話を聞きながら、お子さんが喜ぶ献立を調理します。みんなで
おしゃべりをしながら、楽しく『調理実習』を行います。
お子さんは、子育てボランティアが遊戯室で保育しますので、安心して講座に参加いただけます。ぜひ
この機会に食育に関する知識を深め、献立のレパートリーを増やしませんか。

🍎 * 🍇 * 🍓 * 🍌 * 🍍 * 🍓 * 🍌 * 🍇 * 🍓 * 🍌 * 🍍 * 🍓 * 🍌 * 🍇 * 🍓 * 🍌 * 🍍 *

— 活動にはボランティアの皆さんのご協力を頂いていますので、小さいお子さん、兄弟・姉妹のいる
ご家庭でも安心して参加できます。どうぞお気軽にご参加ください。 —

— 詳細はお問い合わせください —

【問合せ先】 保健福祉部こども課 子育て支援センター ☎029-291-0980(直通)
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内



①除草剤の散布によって
路肩が崩れてしまった道路

路肩は草刈りをお願いします
日頃より、安全な道路環境の保
全の為に道路等の草刈りを実施
していただき誠にありがとうございます。
草刈りでの除草は大変なこと
だと思えますが、路肩に除草剤を
使用することにより、芝や雑草が
無くなってしまい、降雨によつて
路肩が崩れ、道路の通行に支障を
きたしてしまいます。
お手数をおかけいたしますが、
安全な道路の延命と美しい道路
環境を守るために、路肩の除草に
は除草剤の使用を控え、草刈りで
除草していただきますよう、ご協
力よろしくお願いいたします。

道路管理課からのお願い

安全な道路環境づくりにご協力ください



③除草剤散布後の路肩（植物が生え
ず雨水などで崩れやすくなる）



②除草剤散布前の路肩
（芝等が根を張り崩れにくい）

【問合せ先】 道路管理課

☎(240) 7116

新築・増築の家屋調査に

ご協力ください！

新築・増築された家屋（住宅や物置、車庫など）には、固定資産税が課
税されます。税務課では、その税額の基礎となる評価額を算出するために、
家屋調査を行っております。

家屋調査を行う場合には、家屋の完成後、所有者からの申告（連絡）も
しくは、訪問や電話連絡により調査日時を調整させていただきます。調査
にかかる時間は、建物の規模等にも異なりますが、約1時間程度です。ご協
力をよろしくお願い致します。

☆調査当日にご用意いただくもの

- ・家屋の間取りや寸法がわかる平面図・立面図の写し
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（住宅が認定を受けている場合）
- ・建築確認書一式

※家屋（住宅や物置など）を
取り壊したときは、税務課
までご連絡ください。家屋
を取り壊した場合、家屋課
税台帳を抹消しないと今後
も課税されることになりま
すので、取り壊した際には
必ずご連絡をお願いします。

【問合せ先】

税務課

☎(240) 7114

